

☆県士会費の見直しについて（その3）

会長 池澤 直行

会員の皆様 いつも県士会活動にご理解ご協力ありがとうございます。

前回は、県士会の収入のうち、会費が安定した財源であること、将来にわたって県士会が取り組むべき事業にきちんと予算を確保するためには、会費を上げることが最も現実的で効果的であることをご理解ください、とご説明しました。

ここであらためて、県士会の目的を、定款第3条から引用します。

「当法人は、会員の学術技能の研鑽、人格及び資質並びに社会的地位の向上に努めると共に、千葉県民の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。」

この目的を達成するためには、現状の県士会の機能を拡充していく必要があります。

具体的には、一部繰り返しになりますが、以下のような取り組みが含まれます。

- ・事務所の移転・備品の整備・事務員の待遇改善を含む管理費の強化（事務局機能の強化）
- ・ホームページの充実（会員専用ページの開設等）
- ・福利厚生の実施（託児事業など、会員が参加しやすい環境整備） 等

このような、組織としての基盤を強化するような取り組みに投資することによって、県士会の活動目的を達成することができるのです。

ところで、年度当初からの会費の改定をするのであれば、定時総会で議案を提出し、承認を受け、それから半年以上かけて会員への十分な周知をはかったうえで翌年度の引き落としに臨む必要があります。

そこで、理事会では今度の定時総会（6月10日を予定）で議案を提出することを目指して準備を進めていきます。ぜひ、関心を寄せていただければと思います。

会費をいくらにしたらよいのかは、引き続き理事会でも議論していきますが、会員の皆さんの率直なご意見もいただけると幸いです。

ご意見は県士会事務局までメールでお願いします。 bwz24850@nifty.com